

町田市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市体育施設条例の一部を改正する条例

町田市体育施設条例（平成17年6月町田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第4の3の表放送設備の項の次に次のように加える。

大型映像装置	町田市立総合 体育館メイン アリーナ	一式	1時間	2,500円	5,000円
--------	--------------------------	----	-----	--------	--------

別表第4の3の表備考を次のように改める。

備考

- 1 附属設備の利用単位「1回」とは、専用利用の許可を受けた時間とする。
- 2 大型映像装置を利用して広告を表示する場合は、利用料金に広告1件につき7,000円を加算する。

附 則

この条例は、令和元年12月16日から施行する。

町田市体育施設条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>備考</p> <p><u>1 附属設備の利用単位「1回」とは、専用利用の許可を受けた時間とする。</u></p> <p><u>2 大型映像装置を利用して広告を表示する場合は、利用料金に広告1件につき7,000円を加算する。</u></p>	<p>備考 附属設備の利用単位「1回」とは、専用利用の許可を受けた時間とする。</p>